

令和5年度第4回市川市教育振興審議会 会議録

1 開催日時 令和5年10月23日（月）14時00分から16時30分まで

2 場 所 市川市役所第1庁舎5階第3委員会室

3 出席者（敬称略）

(1) 会 長 天笠 茂

(2) 副会長 石田 清彦

(3) 委 員 田中 孝一
柳澤 幸江
五十嵐 祐子
田代 美香絵
松本 浩和
山田 博美
神野 和江

(4) 事務局 田中 庸惠（教育長）
小倉 貴志（教育次長）
板垣 道佳（生涯学習部長）
後藤 貴志（同部次長）
藤井 義康（学校教育部長）
池田 淳一（同部次長）
樋口 智昭（生涯学習部教育総務課長）
須志原 みゆき（同課主幹）
岩瀬 絢子（同課副主幹）
新田 伸子（同課副主幹）
小山松 健（同部教育施設課長）
三浦 将之（同部青少年育成課長）
宮本 隆之（同部社会教育課長）
安永 崇（同部中央図書館長）
杉山 元明（同部考古博物館長）
城戸 三郎（学校教育部義務教育課長）
小笠原 勝海（同部学校環境調整課長）
富永 香羊子（同部指導課長）
日暮 真司（同部就学支援課長）
関原 一久（同部保健体育課長）
榎本 弘美（同部学校地域連携推進課長）
横田 礼名（同部教育センター所長）

4 諮問

第4期市川市教育振興基本計画の策定について

5 調査審議

第4期市川市教育振興基本計画の策定について

6 提出資料

- (1) 次第
- (2) 第4期市川市教育振興基本計画案
- (3) 第4期市川市教育振興基本計画策定に向けた市川市教育振興審議会等の今後の予定
- (4) 令和5年度第4回市川市教育振興審議会 進行表案
- (5) 第4期市川市教育振興基本計画の策定について（諮問）
- (6) 第3期市川市教育振興基本計画の成果と課題
- (7) これからの市川市の教育に関するアンケートの結果
- (8) 第3期と次期教育振興基本計画の施策の比較
- (9) 国と市との教育振興基本計画の施策の比較

7 会議録

【14時00分 開会】

○天笠会長

ただ今から、令和5年度第4回市川市教育振興審議会を開催いたします。本日の会議は、審議会委員10名のうち9名が出席しておりますので、市川市教育振興審議会条例第6条第2項の規定により、成立しております。会議終了時間は16時00分を予定しております。審議の状況によりましては、多少前後することもあるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。本日の議題は、「第4期市川市教育振興基本計画の策定について」でございます。審議に先立ち、市川市審議会等の会議の公開に関する指針第7条第1項の規定に基づき、本日の議題に係る会議を公開するかどうかを決定いたします。事務局にお尋ねします。本日の議題に、同指針第6条に規定する非公開事由はございますか。

○樋口教育総務課長

非公開事由はございません。

○天笠会長

それでは、本日の議題について、非公開事由はないとのことですので、会議を公開することとしてよろしいかお諮りいたします。いかがでしょうか。

○委員全員

【異議なし】

○天笠会長

ご異議なしと認めます。それでは、本日の議題に係る会議を公開することと決しました。傍聴者の入場を認めます。

○樋口教育総務課長

本日は、傍聴人はございません。

○天笠会長

それでは、次第に沿って進めてまいります。はじめに諮問について事務局からお願いします。

○樋口教育総務課長

それでは、田中教育長より諮問書を天笠会長へお渡しさせていただきます。

【諮問書提出】

○天笠会長

続きまして、諮問をいただいた計画案の調査審議に入らせていただきます。資料2をご覧ください。ただ今諮問が終わりましたので、このあとは、事務局の進行案に沿って進めてまいりたいと思います。

○樋口教育総務課長

はじめに、今後の予定についてご説明いたします。資料1をご覧ください。本日の会議を含めまして、今後3回の会議を開催したいと考えております。本日の第4回の会議では、第4期市川市教育振興基本計画案の諮問と、当該計画案のうち指標と主な事業を除いた部分についてご審議をいただき、およその計画の体系が固まった後、第5回の会議では施策に紐づく指標や事業も含めてご審議いただけたらと考えております。そして、11月中旬から12月中旬にかけて、全体のご審議の結果を踏まえた計画案を公表し、パブリックコメントを実施いたします。その後、第6回の会議では、パブリックコメントの結果のご報告をさせていただき、答申をいただけたらと考えております。続きまして、本日の審議会の流れについてご説明いたします。資料2をご覧ください。先ほど、諮問を行わせていただきましたので、このあと、事務局からの説明、ご審議という流れでお願いできればと考えております。はじめに、「諮問理由」計画案の「策定にあたって」「目指す姿」などについて、休憩を挟みまして、後半は、「目標」「施策」「計画の推進」についてとなります。最後に、全体を通してのご意見をいただけたらと考えております。

続きまして、諮問書についてご説明いたします。資料3をご覧ください。こちらは、先ほど、教育長から天笠会長にお渡しさせていただいた、諮問書の写しでございます。教育基本法第17条第2項により、地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じて計画を定めるよう努めることとされています。これを踏まえ、第4期市川市教育振興基本計画を策定するに当たり、市川市教育振興審議会条例第2条第1号の規定により、当該計画について、市川市教育振興審議会の意見を求める必要があるため、諮問させていただいたものです。続きまして、諮問理由についてご説明いたします。2ページ目をお願いいたします。1段落目では、本市では、これまで「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を基本理念に掲げ、教育施策の実現に取り組んできたこと、2段落目、3段落目では、この基本理念のもと、市川市教育振興基本計画の目標を着実に達成してきましたが、「望ましい生活習慣を身に付ける取組の推進」「体力向上の取組の推進」等の施策をさらに充実させていく必要が明らかになったこと、4段落目、5段落目では、社会状況として、将来の予測が困難で変化の激しい時代において教育の果たす役割がますます重要になっていること、国の教育振興基本計画が示しているように、多様な個人が幸せを感じ、地域や社会が豊かさを感じられ、誰もが排除されず、全ての人が社会に参画する機会を持てるような教育施策が求められていることに触れ、6段落目では、このような課題と時代の要請に応えるため、第4期計画案では、「市川の教育の目指すべき姿」と「その実現に向けた今後5年間で取り組む施策」を明らかにしており、今回の諮問は、本市における教育政策を実効あるものにするため行うものであることを示しております。最後の段落では、審議に当たっては同計画に掲げる目標の達成状況を確認するための「成果指標」とその背景等を確認するための「参考指標」についてお示しいただくことをお願いしております。続きまして、審議に当たって基本としていただきたい4つの事項についてご説明いたします。3ページ目をご覧ください。1点目は「計画の位置づけ」です。諮問に係る計画は、教育基本法第17条第2項に基づく、市川市の教育振興のための施策に関する基本的な計画とし、昨年度、市長が策定しました「市川市教育振興大綱」における教育施策の方針を尊重して定めるとともに、本市関連計画とも整合性を図るものとし、2点目は、「目指す姿、基本理念及び計画の体系」です。市川の教育に関わる者が同じ方向を目指して、教育政策を進めることができるよう、「目指す子ども像」や「家庭・学校・地域の姿」を新たに示しております。また、現行計画の基本理念「人

をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を引き継ぐものとする一方、計画の体系を必要に応じて見直すものとします。3点目は、「計画の対象及び期間」です。市川市立学校における教育に関する施策や生涯学習全般における学びの支援に関する施策を対象とし、計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5か年とします。4点目は、「計画策定時期」です。令和6年1月の策定を目指すものです。

続きまして、これまでを振り返り、第3期教育振興基本計画を通じた、成果と課題についてご説明いたします。資料4をご覧ください。はじめに、第3期教育振興基本計画を通じた主な成果といたしましては、平成31年4月にすべての市川市立の幼稚園、小・中学校、義務教育学校、特別支援学校への学校運営協議会の設置が完了し、令和3年3月に、すべての中学校区、義務教育学校区にて地域学校協働本部を設置いたしました。これらにより、学校と地域が連携し、みんなで子どもを育てる体制が整えられました。今後は、この仕組みを生かし、「教職員の多忙化解消」に焦点を当て、「地域とともにある学校づくり」を推進してまいります。また、令和2年8月には、義務教育学校「塩浜学園」の前期課程と後期課程の校舎を一体型にした新校舎等の供用を開始し、9月には、国府台病院内の、老朽化が進んでいた院内学級の建替工事が完了し、供用を開始いたしました。これらにより、子どもたちの教育の場が快適で過ごしやすい環境を整備することができました。今後も着実に環境整備を進めてまいります。令和3年4月には、小中一貫校として、東国分中学校、曾谷小学校、稲越小学校の3校からなる「東国分爽風学園」が、令和4年4月には、高谷中学校、信篤小学校、二俣小学校の3校からなる「信篤三つ葉学園」がそれぞれスタートしました。これらにより、小中一貫教育の推進が図られ、学校段階間の連携や、系統性・連続性に配慮した教育をより確実に進められるようになりました。加えて、令和3年度にはGIGAスクール構想のもと、市立学校の全児童生徒への学習用端末の配布が完了しました。これにより教育DX（デジタルトランスフォーメーション）に向かう、第1段階における紙だったものをデジタルで提供できる環境を整えることができました。今後は、児童生徒の情報活用能力の向上も含め、ICTの活用推進を図ってまいります。続きまして、第3期計画期間を通じた課題についてご説明いたします。第3期計画における、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検の結果、「望ましい生活習慣を身に付ける取組」、「体力向上の取組」の推進については、「施策の実現が図られてきているといえない」との評価でした。各家庭へ生活習慣の改善の啓発や、部活動の地域移行を推進し、生徒のスポーツ機会確保など、家庭・地域と連携しながら取組を進める必要があります。また、第3期計画期間中に教育を取り巻く状況が大きく変化しました。まず、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、教育活動が制限され、学校での互いに成長できる「学び合い」の大切さを再確認しました。今後もその取組を推進していく必要があります。また、学校施設を含めた公共施設の老朽化が進んでおり、建替えを計画的に進める必要があります。さらに、全国と同様に、市川市におきましても小中学生の不登校が増加傾向にあるほか、特別な支援を要する児童生徒、外国籍の児童生徒も増加しており、寄り添った対応が必要とされています。教職員につきましても、教員希望者の減少、休職者の増加、子どもや保護者の特別なニーズ等の対応のため、教員数の増加が必要となるなど教員不足の状況であり、働き方改革の取組を加速させていく必要があります。このように教育環境が変化する中、国は今年6月に第4期教育振興基本計画を閣議決定しております。参考資料としてお席に置かせていただきました、国の教育振興基本計画のリーフレットをご覧ください。1ページ目の下段には、社会の状況と変化が記されており、2ページの上段にあります、2つのコンセプトとして「持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が示されております。本市教育委員会としましては、現在の現状と変化から求められているものとして、国が示す2つのコンセプトも含め参酌しております。また、これまで説明いたしました、市川市の第3期計画期間における課題や成果を踏まえ、また、様々な教育に関わる関係者である、子ども、保護者、教職員、市民に「これからの市川市の教育に関するアンケート」を実施し、それらの声を第4期計画案に反映しております。

す。なお、アンケートの実施結果の内容の詳細につきましては、資料5となります。こちらは、後ほど、「目指す姿」のところで説明させていただきます。

続きまして、市川市教育振興基本計画案についてご説明いたします。市川市教育振興基本計画案の冊子をお願いいたします。表紙をめくっていただき、目次をご覧ください。はじめに、計画案の構成についてです。大きくは、太字部分のように「計画の策定にあたって」「計画の体系」「計画の推進」「資料編」の4つにより構成しております。1ページをお願いいたします。「計画の策定にあたって」におきまして6項目定めております。2ページに「計画策定の趣旨」、3ページに「計画の位置づけ」「計画の対象」「計画の期間」、4ページに「社会状況の変化と取り組むべき課題」を示しております。こちらは、先ほど、諮問理由でご説明させていただいた内容となっております。続きまして、5ページから7ページには「市川市の教育を取り巻く現状と課題」について記載しております。こちらは、人口構成や家族形態の変化から、第4期計画では、家庭・学校・地域がそれぞれの強みを生かし、教育力の向上を目指せるよう教育環境の整備を進めるとともに、市民がいつでもどこでも学ぶことができその成果が生きる地域づくりを推進することを記載しております。9ページをお願いいたします。「計画の体系」におきまして8項目定めております。10ページをご覧ください。まず、「市川の教育の目指す姿」として、「認め合い、自分の思いを実現できる子ども」「誰もが幸せを感じ、学び支え合う、家庭・学校・地域」の2つを掲げております。こちらは、第4期計画から新たに示したものでございます。諮問書の説明の際に申し上げましたとおり、市川の教育に関わる者が同じ方向を目指して教育政策を進められるよう、「目指す子どもの姿」「家庭・学校・地域の姿」を示しております。「目指す姿」につきましては、先ほど申し上げた、子どもや保護者をはじめとする関係者の意見を踏まえたものでございます。資料5をお願いいたします。こちらのアンケートでは、アンケートの対象により聞き方は多少異なりますが、「これからの市川市の課題、大切と思うもの」として3つを選択していただきました。多かった3つの項目の数値を網掛けしております。大人も子どもも多かった項目としては、「すべての子どもたちの可能性・誰一人取り残さない教育環境整備」となりました。そのほか、子どもは、「豊かな心」「困っていることへの対応」が多く、大人は、「教職員の多忙化解消・働き方改革」も多い結果となりました。このような結果や、現在の社会状況として、将来の予測が困難な時代であり、少子高齢化、人口減少など様々な社会課題から求められるものを踏まえ、国の第4期教育振興基本計画の中で示されている2つのコンセプトである、「持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を参酌するとともに、市長が、総合教育会議にて教育委員会との協議を経て策定した教育振興大綱における教育施策の方針を反映して「目指す姿」を作成しております。「子どもの姿」だけでなく、「大人、家庭・学校・地域の姿」も示しております。続きまして、「基本理念」についてご説明いたします。基本理念は、この2つの目指す姿の実現に向けて、今後も根本となるものであるとの考えから、現行の「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を引き継ぐものとしております。

続きまして、「基本的な3つの考え方」についてご説明いたします。「基本的な3つの考え方」につきましては、「すべての人の可能性を引き出す教育」「家庭・学校・地域の連携」「学びの環境整備（教育DX）」の3点を掲げております。こちらは、今年度の総合教育会議において、市長と教育委員会で「求めていく教育の在り方」として協議したものであり、前回の審議会でもご説明させていただいたものです。施策の実現に当たり、重視するものとして、第4期計画全体を貫く考え方として掲げております。これらの内容は、17ページ、18ページに記載しております。続きまして、「方針」についてご説明いたします。19ページをご覧ください。基本理念と基本的な考え方を踏まえ、目指す姿に向かって、家庭・学校・地域の連携・協働のもと、今後5年間を通して市川市が取り組む教育政策の方針を、次の3つに整理いたしました。将来を担う子どもたちの学びを教育の根幹として、「方針1 子どもたち一人ひとりの可

能性を引き出す教育の推進」としております。また、子どもたちを取り巻く、現代の社会の様々な変化や課題への対応を取りまとめまして、「方針2 学びの質の向上と学びの保障の実現」としてしております。さらに、子どもたちや学校を取り囲む、家庭や地域とともにある持続可能な環境づくりといたしまして「方針3 とともに支え合う学びの環境整備」としてしております。第4期計画の推進に当たっては、教育委員会だけではなく、保護者や地域の方々など、多様な主体がそれぞれ役割を分担しながら、社会全体が協働して教育の向上に取り組むことを目指し、連携・協働しながら効果的に施策を実施していきたいと考えております。

最後に、計画全体を通しての考え方や表記についてご説明いたします。「誰一人取り残されない」という文言については国の計画にも書かれており、その取扱いについて本審議会でもご意見をいただきましたが、マイナスの印象が否めないため、本計画ではその言葉を使わずに、「すべての人」や「誰もが」という言葉で表現することとしております。次に、「基本的な3つの考え方」と「方針の1から3」は3つずつ掲げておりますが、それぞれを対応させているものではなく、「基本的な3つの考え方」は計画全体を貫くものとして掲げているものでございます。また、表記につきましては、「子ども」については「子」を漢字、「ども」をひらがな、「障がい」については「障」を漢字、「がい」をひらがなにしており、市長部局における表記と揃えております。「一人ひとり」については、最初の「一人」を漢字、二番目の「ひとり」をひらがなにしておき、読みやすいように表記しております。説明は以上でございます。

○天笠会長

ご説明ありがとうございました。今のご説明と基本計画と照らし合わせて確認したいと思いますが、まず、資料の2は、こういう時間の経過の中でご意見をお願いしたいというスケジュールが示されているもの。諮問があり、計画案についてご説明があったわけですが、それでも、「計画の策定にあたって」の1から6が、ページ1からページ8に関わってくるということで、まずそちらの確認をよろしいでしょうか。「計画の体系」の1から5が、9ページから18ページになります。予定ですと、そこまでご審議いただいて休憩を取り、そのあと後半という流れをご確認いただければと思います。基本計画案のページに従って進めるとわかりやすいかと思いますが、まず、1から8ページまでを前半とし、9ページから19ページを後半として、その後休憩という進め方をいたします。従いまして、まず1から8ページまでのご意見を伺うわけですが、資料4や諮問の理由と兼ねあって計画案では8ページまでのところに溶け込んで文章化されているという理解でよいかと思いますが、8ページは白紙ですのでまず1ページから7ページのお気づきの点やご意見をいただければと思います。なお、事前に委員の方からご意見をいただいておりますが、事務局が整理しておりますが、重なって結構ですので口頭でご意見よろしくお願いたします。

○田中委員

3点あります。まず、表記について。2つ目は諮問文の中の言葉について。3つ目は資料4の中の用語について。事前に意見として出していたもので、「障がい」の「がい」をひらがなにするというのは、市長部局、つまり市川市全体の表記方法ということですので私は異議はありません。2つ目は、諮問文の「計画の位置づけ」の2番目の「目指す姿」の3つ目の表記のところの、「今後の教育政策を実効あるものとするため、現行計画の基本的な考え方等の体系を必要に応じて見直すものとします」という意味は分かるのですが、「今後の」というのはいつの時点でのものか。来年4月以降が今後なのか、今の今後なのか。同じように「現行計画」の現行は令和6年4月以降のこれを実行するためこれから決まる第4期の計画を見直すという意味なのか。もう一つは資料4の右側の「成果」のところ、「令和3年3月全ての中学校区、義務教育学校区にて地域協働活動本部を設置しました」とありますが、これはこの言葉でいいのですね。地域学校協働本部というのは、義務教育学校区だから地域協働活動本部という

名前なのか。「協働」と「活動」がひっくり返っていて、「学校」という言葉もないですが。1つ目については了解しました。2つ目と3つ目は質問です。

○天笠会長

一問一答という形は時間の関係もあり難しいので、控えたいと思います。後ほど整理してお答えいただくと受け止めていただけたらと思います。そのうえで、どうしてもここは確認しておきたいという質問があるとは思いますが、お気づきの点やご意見をいただけたらと思いますがいかがでしょうか。もう少し書き加えたらどうかとか、成果や課題をどれだけ受け止めて、次に向けての方向性を示唆するような記述になっているかなど、それぞれのお立場で気づかれたことがありましたらお願いいたします。私からは1点、5から6ページにかけて、人口の事が取り上げられています。市川市の人口推計値が出ていまして、色々な読み取り方があるかと思いますが、将来的には市川市も推計値として減少すると読めます。劇的ではなく穏やかに減少するということだと思いますので、そういう点からすると、市川市のこれからの5年で、そのことによって施策としてどうというのは当面の課題ではないという認識が生まれてきます。ただ、昨今、色々なメディアで報道されているように、そういう状況ではないのではないのか。自分たちの身の周りはそれほど目立って人口の減少はないけれど、この国全体では急激な勢いで減るということは、市川市もその影響を免れないのではないかなどというような視点はないのか。ある意味穏やかに記述されているように思います。減ることは減るが当面の課題としてはさしてといったご認識なのではないでしょうか。そういう捉え方、施策形成、着眼点で大丈夫なのではないでしょうか。すでにバスの便が減るとか、先生のなり手が少ないとかが現実起こっているわけなのですが、そういったことについて、非常に穏やかに、理論的に対応されている。このトーンの基調で大丈夫なのではないでしょうか。すでに教員をかき集めないといけないということも起こっている。教師の働き方改革も背景としてそういう観点からしたときにどうなのか。4ページから7ページにかけての文章の書き方などいかがでしょうかと思います。今ここで具体的にこうしたらということは申し上げませんが、少し見つめていただけたらと思います。他の委員の方から別の観点からでも結構ですのでいかがでしょうか。

○石田副会長

今の会長のご意見に関連して。市川市内の全体の人口推計は下がっているが、それに対して年少人口の比率は変わっていない。全体が下がっているのに、人数的には減っていると思うが、年少人口が変わらずに高齢化して生産人口が減ることによって、ヤングケアラーの課題が出てきたりとか、子どもの家での学びに弊害が出てきたりとか、それが後進の子どもの学びにつながっていくのではないのか。全体の人口に比べて子どもの数が少なくなるからこそ、そこに焦点を当て、手厚くする必要があるのではないかと思います。

○天笠会長

ありがとうございました。他にございますか。

○松本委員

資料5のアンケートですが、これを踏まえてこちらの計画に反映されているのでしょうか。Q2のところに①とか②とか⑫まで書いてあるのですが、これは何を指しているのかわからなかったもので、教えていただけますでしょうか。

○天笠会長

それはどういう意図で質問されるのでしょうか。何をおっしゃりたいから質問されるのでしょうか。

○松本委員

書いてあっても言及がないので。

○天笠会長

言及がないから説明してほしいということですか。こういうことを発言したいから、ついては、今の点を確認したいということでしょうか。

○松本委員

見ていると1枚目は校長先生、その後教員、PTAと対象者が変わっていくと、関心ごとが大きく変わっているなど改めて思いました。こういったことを参考にされて計画案を考えられたと思うので、せっかく参考資料として出していただいているので、ご紹介いただけたらと思います。

○天笠会長

松本委員のご質問は、基本計画について市民の目に留まっておらず、先生方についても、管理職の立場の方はさすがに受け止めていらしても、そうでない方に伝えきれていないというそのあたりが課題としてあるのではということだと思います。市民の方の基本計画についての受け止めをどのようにとらえて位置づけていくかということも課題としてあるのではないかと思います。子どもを学校に通わせる保護者世代の方々が、より市川市に住みたいと思えるような市川市の施策との関わりの中で振興計画を考えていく視点が必要なのではないでしょうか。東京に隣接する市町村の地の利を生かして市川市はうまくアピールできているのかということ、松本委員の質問と関わってくるのですが、伝えきれていないのではないかと。教育という観点からしたときに、どれだけ魅力がある街なのかというアピール度はいかがなのか。全体を通して「わが子を市川で育てたい」という若い世代への魅力度のアップという観点からしたときにどうなのかというご意見があってもよいと思います。後半19ページまでのところについて、ご意見ご質問ありましたらお願いいたします。

○柳澤委員

10ページのところに、計画の体系ということで、その3番目の基本的な3つの考え方の1番に、「すべての人の可能性を引き出す教育」という項目があります。ここはやはり「すべての人」という言葉が使われているので、今後の教育振興基本計画の中では、基本的に「子どもたち」という言葉が多く出ているのですけれども、やはり先生方がよい状態でないと教育というものは成り立たないのですから、ぜひそういう教員のあり方とか、親の状況も含めて、せっかく「すべての人」という言葉を使っているので、基本方針の中にも、子どもたちに特化しないといえますか、子どもたちを取り巻く環境の人もすべて入るような基本方針になっていくとよいと思っています。そういう意味では、これはこれからの検討だと思います。方針2に「働き方改革」などもありますので、「人」という言葉に色々な広がりを持った計画が立てられているように思いますが、ぜひ、子どもたちだけではなく、広い視野で作っていただけたらと思います。

○天笠会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。五十嵐委員お願いします。

○五十嵐委員

同じく10ページのところです。柳澤委員のご発言とも関わる部分もありますが、「すべての人」となっているところで、学校教育の中では様々な障がいがあるお子さんであったり、男性女性の問題であったり、様々なことに目が向くようになってきて

いるかと思いますが、社会教育の部分でも引きこもりやニートなど、なかなか教育委員会で話題になりにくい高校生の子どもたちの居場所ですとか、そういう方々を含めての「すべての人」というようなお考えをいただけるとありがたいと思っております。もう一つ、「市川の教育の目指す姿」で、「認め合い、自分の思いを実現できる子ども」とありますが、最初に読んだ時に、誰が何を認め合うのかという疑問があり、「互いに認め合い」の表記の方がいいのではないかと感じております。「誰もが幸せを感じ、学び支え合う、家庭・学校・地域」のところも、「共に学び支え合う」という表記になるとよいのではないかと個人的には思いました。

○天笠会長

ありがとうございました。文言のところで、「互いに」「共に」というキーワードを相似することで、もっとお互いのつながりを大切にする街なのだとアピールすることを検討してほしいというご意見でした。田代委員、何かご意見はありますか。

○田代委員

幼児教育の部分では、家庭との連携が大切になると思うので、保護者の支援もより必要になるのではないかと思います。そのあたりも入ってくるといいのではと思います。

○天笠会長

神野委員いかがですか。

○神野委員

「誰もが幸せを感じ、学び支え合う、家庭・学校・地域」のところで、文章が何かつながらないというか、伝えたい「家庭・学校・地域」を先に持っていき、その間に「共に」と入れて強調したらいいのではないかと思います。事前に書かせていただいた点と、次の11ページの3の「健やかな体の育成」、8番の「食育の推進」で、市川市は給食費を無償化してくださって、子を持つ親にとってはとても助かっております。そこで、無償化になったところで止めずに、未来の子どもたちのために食をもう少し大人が意識をしてほしい。農薬があるとか色々な情報に振り回されて、親は子どもの食品に対して心配がある。全部有機食品にして有機給食にして欲しいとは言いませんが、いすみ市でお米を切り換えられたとか色々な情報が入ってきます。市川市はお米の生産地ではないので、その辺は他の市の方たちと連携などがあると思います。東京の方から市川市に来られる方もいると思いますが、そこで、無償だけでも、もう一つまだ私たちはここを子どもたちのために考えていますというアクションをされると、やはりその周りの親たちや、地域の皆さんも学校がそのように取り組んでいるから自分たちの食も意識されて、市川市に住んでいると長生きできるということまでいくような。先ほど挙げた「すべての人」というのは、地域のことで関係してきますが、地域の方も学校に今やっとボランティアで入ることができて落ち葉のお掃除などをしてくださって、その方たちも「すべての人」だと思うんですね。要するに1回お仕事を引退されて家にいた方たちが、学校で子どもたちと触れ合ってまた学び合う、それも「すべての人たち」だと思うので、地域のご高齢の方たちも含めてよいのではないかなと感じました。

○天笠会長

ありがとうございました。今のお話はおそらく施策のところで話が出てくるかと思いますが、またその時お願いできればと思います。続いて、山田委員いかがですか。よろしいですか。では、松本委員いかがでしょうか。

○松本委員

事務局に事前に出させていただいたものがあります。10ページに「3つの考え方」がありまして、11ページに方針1、2、3があり同じことが書かれている方がわかりやすいのではないかと意見を出させていただきました。教育振興大綱にも「3つの基本方針」があって、「基本的な3つの考え方」もあり、いろいろな「3つ」が読んでいくうえでどういうふうに読み解けばよいのかとずっとわかりにくいと思っていました。先ほど申し上げたアンケートを見ていくと、やはり当然管理職の方々には理解されていますが、例えば公民館を使っている方、この方々は熱心で意識を持った方々だと思うのですが、アンケートでは、理解している方が少ない。やはり、読み解いて見ていくには難しい文章ではないかと思いました。問題があるといったわけではないが、市民の立場としては市川市としてどういったことを考えているのかがわかりにくいと思いました。

○天笠会長

中身の質を落とすことが、市民の皆さんに寄り添うということではないということとはわかりますが、中身は中身で質を維持しながらも、もっと市民の皆さんに寄り添うような表記の仕方とか、示し方とか、文言の作り方があると思います。これについてはもう一段洗練していただくようお願いしたいと思います。さて、ここまでのところで、前半を終わりとさせていただきたいと思いますが、18ページ「学びの環境整備」で、GIGAスクール構想では市川市の関係の方々もご尽力されて、市の環境が随分整ったように思います。それをどうレベルアップするかが課題だというのは、すでに第3期の振興計画の中で、その種の発言があって現在進行形だということだと思います。そうした時に、「教育DX」と書かれていまして、デジタルトランスフォーメーションという事ですけれども、教育のDXというより、学校DXなのではないでしょうか。学校DX、学校デジタルトランスフォーメーションということこそ、課題なのではないでしょうか。当然学校の中に、教育のDXがあるわけですが、学校が現状のままでDXだけ進めるといって、どういう学校になるのか。あるいはDX自体がそもそもどうなるかということを考えなければいけないところに来ているように思います。どちらかというところ、DXというのは非常に技術的な対応、あるいは環境という物理的なハード面の対応ということで進行していて、それは当然必要ですが、それは学校という質や色々な営みにも関わってこざるを得ないところに来たのではないかと思いますので、そういう点からすると、DXに「教育」や「学校」をつけるというそのあたりのことが、ある種の相互の関係とか、構造的な捉えということが、市川市におけるデジタルトランスフォーメーションをもう一段、質的にレベルアップしていくという段階に来ているのではないかと思いますので、とりわけ、この先の5年間勝負どころではないかと思っています。さて、ここまでのところで5分休憩を入れさせていただいて、3時に再開させていただきたいと思います。5分間休憩をよろしくお願いします。

【休憩】

○天笠会長

それでは、再開いたします。続きまして、「計画の体系」のうち、6から8までについて説明をしていただきます。目標ごとに区切って、皆様のご意見をいただく形で、審議を進めていきたいと思っています。それでは、事務局より説明をお願いします。

○樋口教育総務課長

それでは、計画案の11ページをお願いいたします。まず、施策の考え方、国や第3期計画との関係、新規施策等の説明をさせていただいた後、目標ごとに各施策についてご説明させていただきます。「基本方針」、「目標」、「施策」の体系については、これまでの市の成果や課題や教育振興審議会でもいただいたご意見を踏まえたうえで、

国の第4期計画を参酌し、基本計画という性質上、施策は総花的になることはある程度許容しつつ、第3期計画の施策の内容の重なり具合や施策数を精査し、見直しを図りました。第3期計画での、3つの方針、12の目標、44の施策を、第4期計画案では、3つの方針、10の目標、31の施策としております。続きまして、3つの方針に基づく施策の設定についてご説明いたします。資料6をご覧ください。左側が第3期計画、右側が第4期計画案です。左側の第3期教育振興基本計画の内容につきましては、右側の第4期の計画案の、1番左側の「現計画 方針 目標 施策」の欄に現計画のすべての施策が盛り込まれていますので、第4期の計画にすべて引き継いでおります。資料7をご覧ください。左側が国の教育振興基本計画、右側が第4期の計画案です。左側の国の施策のうち、右側の網掛部分は高等学校教育など市川市に該当のない部分であり、それ以外の施策はすべて第4期計画案に盛り込まれていることを示したものです。国の教育振興基本計画の内容につきましては、考え方や方向性及び市として反映できる施策を参酌しております。

続きまして、第3期計画からの主な変更点についてご説明いたします。計画案の11ページにお戻りください。施策の「13. 児童生徒の情報活用能力の向上」は新たに設定した施策です。第3期計画の成果と課題として先にご説明しましたとおり、市立学校の全児童生徒への学習用端末の配布が完了しましたので、次の段階として、「児童生徒の情報活用能力の向上」を掲げております。続きまして、「16. 働き方改革の推進」についてです。こちら、文言としては新規施策になりますが、第3期計画では、目標10の施策1、「地域とともにある学校づくりの推進」という施策において、教職員の働き方改革を進めているものです。この間、市内すべての幼稚園、小・中学校、義務教育学校、特別支援学校への学校運営協議会の設置と、すべての中学校区、義務教育学校区にて地域学校協働本部の設置が完了したこと、次の段階として、その仕組みを生かし、教職員の多忙化解消という喫緊の課題に焦点を当て解決を図るため、「16. 働き方改革の推進」を掲げたものです。続きまして、市長が策定した「市川市教育振興大綱」を踏まえ、考え方の変更や新たに設定した施策についてです。はじめに、「9. 運動やスポーツに親しむ機会の充実」についてです。こちらは第3期計画では「体力向上の取組の推進」となっておりますが、大綱では、「健康寿命の延伸」のもと、「いつまでも健康で自分らしく輝ける機会の充実を図る」ことが示されていることから、体力向上だけではなく生涯にわたって健康的に過ごすために運動やスポーツを楽しむことを目指し、変更したものでございます。また、「31. 文化財の保護と活用の推進」につきましては、「郷土を愛する気持ちを持ち続け」ということが大綱に盛り込まれていることから、埋蔵文化財は地域の歴史的資産であるとともに、先人の生きる知恵や歴史的事実を現代に伝える貴重な学習資源であり、これらを未来に継承し、地域への愛着を持ってもらうことを目指し、新たに追加したものでございます。続きまして、社会状況の変化として、いじめや不登校、ヤングケアラー、児童生徒の発達に関連した課題が一層複雑化・多様化してきております。それらを踏まえ、追加した項目がございまして、はじめに、「1. 道德教育・人権教育の充実」についてです。「人権教育」の文言を施策名に加えておりまして、道德教育を進めるとともに、いじめ等への対応や多様性に対する姿勢として、自他ともに大切であることを認めることが重要と考え、施策名に追加しております。また、「11. 社会参画意識の醸成」につきましても、新規の施策としております。これまでも、第3期計画において取り組んできた内容も含まれておりますが、「社会の形成に参画する態度の育成」という側面から、第3期計画のいくつかの施策をとりまとめ、設定しております。主な変更点につきましては以上でございまして、この後につきましては、目標ごとにご説明させていただき、目標ごとにご審議いただければと思います。

○天笠会長

それでは、ここまでのご説明について、委員の方からご意見を伺いたいと思います。その後に続きのご説明をいただければと思います。一番わかりやすいのは資料6

をご覧いただきながら確認していただくのがよろしいかと思います。何かご意見やご質問はございますか。先ほど、成果が上がったということですが、確か令和5年とか4年の成果があまりなくて、その前のものが並んでいたりですとか、そういうことからすると、今ご説明いただいた新しい施策というの、もっとそういうところから考えたらよいのではないかと、もっと令和4年5年の成果や課題がどう反映されたのかという面もあるかと思います。色々な見方があると思います。五十嵐委員お願いいたします。

○五十嵐委員

今、ご説明をいただいて、お願いしたいと思う点があります。1の「道徳教育・人権教育」で、人権について提起していただいたことはありがたかったと思いますが、全体を通して生徒指導の視点という部分が弱いのではないかと感じています。資料7の国の基本計画「2.豊かな心の育成」に「発達支持的生徒指導の推進」とありまして、これは市の計画で対応するところでは「特別支援教育の推進」となっているのですが、生徒指導提要が変更されて新しいものに改定されて、「発達支持的生徒指導の推進」という言葉が出てくるのですけれども、これは、子どもたちが自分の可能性とか、自分の個性を認めて良さや可能性に気づき、それを伸ばしていけるように、学校教育や家庭・地域全体で成長や発達を支援していく指導の仕方であって、発達特性のある子どもたちを指しているわけではないので、そこは視点が違っているかと思いますので、訂正をいただきたいところです。生徒指導の視点で考えていくと、「豊かな心の育成」あるいは、生徒指導の機能を生かした授業づくりというのは「確かな学力の育成」、「多様な教育ニーズへの対応」、「不登校やいじめ等への対応」と含めて、色々なところに関わってくるのではないかと感じています。施策の色々な文章を読んでも、生徒指導の視点というのが、どうしても「いじめや暴力行為などへの対応」という23番のところだけしか出てきていないように読み取れてしまいましたので、そのあたりを生徒指導提要の内容とか新たな学級づくり等にも生かしていけるように意識して作成出来たらよいのではないかと感じています。

○天笠会長

今のご発言からすると、ここに31の施策が出ていますが、30番目に施策をという観点からのご発言なのか、あるいは、施策の例えば1と23をもう少し整理して統合して、こういうふうにした方がどうかという話なのか、いかがでしょうか。具体的となるとなかなか難しいかと思いますが。

○五十嵐委員

新しいものを30にということではなく、今あるものの中に入れ込んでいただければいいと思っています。

○天笠会長

といったご趣旨のご発言と受け止めていただければと思います。他にご意見ございますか。副会長いかがですか。

○石田副会長

2点あります。生徒指導のところだと、施策23の「いじめ・暴力行為」の部分が、生徒指導案件になりますが、「多様な教育的ニーズへの対応」にどうもしっくりこない。どちらかというと教育環境の整備に近いのではないかと思います。虐待防止等も全部含めて考えたときに、教育環境の方ではないかと思いました。2点目は目標4の施策10の「社会的・職業的自立」です。今、新しい学習指導要領になってからも、様々なところでキャリア教育の推進といわれている中で、職業的自立というかなり狭義な施策でよいのか皆様でお考えいただければと思います。

○天笠会長

市川市はキャリア教育をどういうふうに位置づけて、どう捉えて、何をなそうとされているのかということですね。例えば、目標4の10の「社会的・職業的自立」という点になってくるかもしれません。キャリア教育というのは、もう少し色々な視点で組み立てられるというところもまた特徴ですので、そのあたりがうまく位置づけられて表現されているかどうか。そういう観点で見て、ここでいう「社会的・職業的自立」という文言自体も含めてこの文言でよろしいのかどうか。ただ、これはこの後説明があり得る話ではないかと思います。他にはいかがでしょうか。それでは、ここまでの項目については以上となりますが、またご意見ありましたらお願いいたします。では、説明の続きをお願いいたします。

○樋口教育総務課長

このあとにつきましては、目標ごとに説明させていただき、目標ごとにご審議をいただければと思います。20ページをお願いいたします。「方針1 子どもたち一人ひとりの可能性を引き出す教育の推進」です。変化が激しく、将来の予測が困難な社会を生き抜き、未来を切り拓くためには、多様な人々と価値観を認め合い、協働しながら困難に立ち向かうとともに、生涯にわたって主体的に学び続け、「自ら学び続ける力」を身に付けていくことが必要であり、そのために、確かな学力、豊かな人間性、それを支える健康な心と体を育むこと、人間関係を築く力や自己肯定感の向上を図る旨を記載しております。21ページをご覧ください。目標1は「豊かな心の育成」であります。人々と協調しながら生きていくためには、自分を大切にする気持ちとともに、他者を思いやる気持ちが必要であり、命を大切にする教育の推進や道徳教育、人権教育、読書活動、体験活動・交流活動を一層充実させることにより、社会の中で心豊かにたくましく生きていくことのできる子どもを育成してまいります。なお、3段落目の「子どもの体験活動に差が生じている状況です」という部分につきましては、家庭の状況により差があるということをお示ししたものです。

○天笠会長

目標ごとに審議をとということでしたが、目標ごとというのはどういうことでしょうか。例えば20、21が目標1という事になるのでしょうか。

○樋口教育総務課長

22ページまでとなります。

○天笠会長

目標1から4までご説明いただいてから私どもから意見を言うということによいですか。それとも20、21ページまでで一区切りになるのでしょうか。

○樋口教育総務課長

目標1と施策1から3まで説明させていただければと思います。

○天笠会長

では、22ページまでということですね。わかりました。よろしくお願いします。

○樋口教育総務課長

それでは、22ページをご覧ください。施策は3つです。施策1は「道徳教育・人権教育の充実」であります。特別の教科「道徳」を中心に、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の質の向上を図り、命を大切にする心やお互いを認め合う心、協調する力、

規範意識等の道徳性を身に付け高めます。児童生徒一人ひとりが人権の意義やその重要性について正しい知識を身に付け、人権への配慮が態度や行動に現れるよう人権教育を進めてまいります。なお、「道徳性を身に付ける」という文言は、文部科学省でも使用している文言です。施策2は「読書活動の充実」であります。感性を豊かにし、想像力を高められるよう、家庭や地域と連携して幼児期からの読書活動を推進し、読書環境の整備を進めてまいります。施策3は「体験活動・交流活動の充実」であります。子どもが年齢や世代を超えた人々と交流し、様々な体験ができるよう、体験活動の充実を図り、地域の方々との交流や職場体験、起業体験などを支援してまいります。説明は以上でございます。

○天笠会長

ご説明ありがとうございました。19ページから22ページまでのところに関わって、いかがでしょうか。松本委員どうぞ。

○松本委員

資料7の、6に「子どもの意見表明」という文言がありますが、今回、市川の教育振興の中で人権教育というところを含めて、そういったところにフォーカスしていくというようなお話をしていたと思いますが、例えばこういった子どもの意見を表明する機会を今まで以上に設けていくというような、子ども自身の人権を尊重することで人権教育の充実にもつながるのではないかと思いますのですが、なかなかそういった文言が含まれておりません。何かそういったことも含まれてもよいのではないかと思います。以上です。

○天笠会長

どうもありがとうございます。いかがでしょうか。また他にありましたらお願いいたします。では目標2について説明をお願いいたします。

○樋口教育総務課長

23ページをご覧ください。目標2は「確かな学力の育成」であります。将来の予測が困難な社会において、自分の人生を切り拓いて生きていくためには、生きて働く知識・技能の習得、習得した知識・技能を生かして未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性が必要です。家庭・地域と、学力とは何かを共通認識し、教育課程を共有して連携・協働しながら教育活動を充実させることが大切です。子どもの発達や学びのつながりを大切にし、学校間のなめらかな接続・連携を図るとともに、個別最適な学びと協働的な学びを推進することにより、確かな学力を育成してまいります。なお、「個別最適な学び」には児童生徒一人ひとりに寄り添ったということも含んでおります。24ページをご覧ください。施策は3つです。施策4は「幼児期における教育の推進」であります。様々な遊びを通して健康な心と体、人と関わる力を育てます。生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育を進めてまいります。さらに、幼稚園教育要領で示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を小学校・家庭・地域と共有し、家庭への支援や地域資源の活用を進めることにより、幼児教育の質を高めてまいります。あわせて、幼児期の教育から小学校教育へのなめらかな接続を図ってまいります。施策5は「児童生徒の確かな学力を育成する取組の推進」であります。指導方法の改善と学習環境の整備に取り組んでまいります。また、主体的・対話的で深い学びを通じた授業改善を図るとともに、身に付けた知識や技能を学習や生活に活用していく力を高めるための問題解決型の学習を充実させてまいります。施策6は「学校段階間の接続の推進」であります。子どもの学びや育ちの連続性を強化するため、地域での学校間の連携を進めてまいります。また、指導の方法や子どもに関わる様々な情報の共有化を進め、学校間のなめらかな接続を図ってまいります。説明は以上でございます。

○天笠会長

ここまでについていかがですか。幼稚園の関係の方、ここでいいですか。ご意見をお願いします。

○田代委員

「幼児期における教育の推進」の中身ですが、前回とだいぶ文言が変わっておりまして吟味させていただきました。ご意見を出させていただいたのですけれども、「様々な遊び」だけではなく「生活を通して」ということを入れていただきたいということと、「様々な環境に自ら関わる」というような自発的なところ、自発性を重んじるという事も入れていただきたいとご意見させていただきましたが、そのあたりの言葉が抜けているので、また吟味していただけたらと思います。「「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を小学校・家庭・地域と共有」とありますが、なかなかこの共有ということは難しいと考える点としては、到達目標ではないのですが、どうもそのように捉えてしまいがちなので、そのあたりをどうしていくかが今後考えていく点だと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○天笠会長

また、検討していただければと思います。田代委員にお尋ねしたいのですが、目標2の施策ということで「幼児期における教育の推進」という位置づけで皆さん納得されますか。どういう意味かということ、確かな学力の育成ということと、幼稚園の先生方にとって、色々な定義の仕方がありますが学力を非常に広めに捉えるというような幼稚園の立場ではないかと思うわけですが、ただそれはむしろ、心のあり方という位置づけの方がより受けとめられるように思いますが、それについては違和感を感じませんでしたか。ご意見ありましたらどうぞ。

○田代委員

学びに向かう姿勢というところで、そこが学力につながるというところですので、こちらでよろしいかと思います。

○天笠会長

ありがとうございました。

○田中委員

先ほどの全体的な国と市の比較のところ、高等学校の部分が網掛けになっていて無くなっている。「学校段階間の接続の推進」には高等学校の名前も入っていますが、市川市教育委員会が策定するので、自分のところで設置していない高校の部分は書けないというのは分かりますが、市民から見たら市川市の学校を卒業したらあとはどうするのかということがあると思うので、やはり今ここにあるような高等学校とか、その常駐の学校のイメージを添えながらあちこちに書くことはあるのではないかと思います。

○天笠会長

ありがとうございました。五十嵐委員どうぞ。

○五十嵐委員

どこに書くかというのは悩むところですが、24ページの5番に「確かな学力を育成する取組の推進」にも「問題解決型の学習」ということが書かれていますし、23ページ、20ページ方針1の説明のところにも「問題解決のための情報収集」と書いてありますが、問題解決型の学習というだけでなくその先の探究的な学びというこ

とにきちんとつなげていただく必要があるのではないのでしょうか。そのような文言を足していただくのがよいのかはわかりませんが、問題解決型の学習で終わらずその先につなげていただくための「探究的な学び」という表記をしていただければよいのではないのかと思うのが1点。もう1点は、それを支える子どもたちの基礎的な学力という部分になるのかと思いますが、先日私が訪問した小学校で、学力テストの正答率そのものは国や県よりも高い結果だったのですが、国語の記述問題では、最後まで回答せず途中でやめてしまっていたり、最初から書かなかったお子さんの割合が多く、粘り強さが足りないのではないかというお話が出ていました。粘り強さというよりは、まずその前の段階の問題文をきちんと読み込めているのか、理解できているのかということが課題なのではないかというお話も出てきていて、そういった課題があるのだとすれば、24ページの5番の表記は大変シンプルなものになっているので、例えば「読解力を育てていく」や、「言語活動の充実」など、どういう点にフォーカスしていく必要があるのかということにも触れていただくとよいのではないかと思います。

○天笠会長

では、この件についてはここまでとさせていただき、続いて目標3をお願いいたします。

○樋口教育総務課長

25ページをご覧ください。目標3は「健やかな体の育成」であります。子どもたちが、生涯にわたって心身ともに健康で充実した生活を過ごすためには、子どもの頃から望ましい生活習慣を身に付け、自ら健康な心身をつくるための資質・能力を身に付けることが大切です。教育委員会では、子どもが望ましい生活習慣を身に付け、健康に関する正しい知識や情報に基づいて、自らの健康について判断できる資質・能力を育むとともに、関係部署や関係機関との連携を図り、運動やスポーツに親しむ機会を充実させ、健やかな体を育成してまいります。26ページをご覧ください。施策は3つです。施策7は「望ましい生活習慣を身に付ける取組の推進」であります。健全な生活習慣を身に付けるために、検診や調査に基づき、一人ひとりの実態に応じた指導・支援を行ってまいります。また、家庭・園・学校が一体となって、「早寝・早起き・朝ごはん」などの生活習慣を身に付ける取組を進めてまいります。施策8は「食育の推進」であります。望ましい食習慣を身に付けるために、調理実習や農業体験などの体験的な活動を通して、食と健康に関する興味関心を高めます。また、食に関する自己管理能力の育成を推進してまいります。さらに、給食の時間をはじめ、授業や委員会活動などに栄養教諭や栄養職員が積極的に関わり、「食」に関する指導の全体計画のもと、学校教育活動全体で取り組むとともに、家庭と連携して望ましい食習慣を身に付ける取組を進めてまいります。施策9は「運動やスポーツに親しむ機会の充実」であります。生涯を通じて健康な生活を送れるよう、関係部署や関係機関と連携し、子どもが運動やスポーツに親しむ機会を充実させてまいります。説明は以上でございます。

○天笠会長

次の目標4までお願いいたします。

○樋口教育総務課長

27ページをご覧ください。目標4は「社会の変化に対応できる資質・能力の育成」であります。変化が激しく、グローバル化が進む社会を生き抜いていくためには、子どもが夢や希望を持ち、個人も社会も幸せを感じながら生きていけるようにすることが重要です。また、発達の段階に応じて積み重ねていく学びの中で、地域や社会と関わり、様々な大人や職業に出会い、社会的・職業的自立に向けた学びを積み重ねて

いくこと、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことも重要です。教育委員会では、学校と社会との接続を意識し、子ども一人ひとりに、社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力や態度を育み、キャリア発達を促してまいります。日本や郷土市川の特色を学ぶとともに、他者と協働できる力や外国語によるコミュニケーション能力を育み、グローバルな視点を持ち、地域でも国際社会でも活躍できる人材を育成してまいります。28ページをご覧ください。施策は3つです。施策10は「社会的・職業的自立」であります。子ども一人ひとりのキャリア発達のために、社会的・職業的な自立に向けて必要となる基礎的な能力や態度を、特別活動を中心に教育活動全体を通じて育成してまいります。施策11は「社会参画意識の醸成」であります。主権者教育により、社会の出来事に興味・関心を持ったり、防災教育、環境学習などを通して、市川を中心とした地域の自然のありさま、歴史の歩みを学んだりすることによって、地域や社会の特色を理解し、主体的に地域や社会の形成に参画する意識を醸成してまいります。施策12は「グローバル人材育成」であります。外国語への興味・関心を高め、外国語を活用したコミュニケーション能力を育成するため、外国語活動や外国語教育の内容充実を図るとともに、学びの連続性が図られるよう、小中学校の連携を強化してまいります。また、グローバルな視点に立って主体的に行動できるように、外国や地域の歴史・文化・生活習慣を学ぶ機会を充実させてまいります。説明は以上でございます。

○天笠会長

ここまでいかがでしょうか。

○柳澤委員

目標3の部分、26ページのところですが、「望ましい生活習慣」と体力の部分は、3期の教育基本計画で一番成果が現れなかったところで、課題として示されている部分ですので、ぜひ4期では成果として上げられるような事業を組んでいただきたいと思います。今回、体力の評価のところ「スポーツに親しむ機会」というふうに変わりました。もちろんスポーツに親しむ機会ということはとても大切ですが、それと合わせて体力向上がどうだったかというものも評価できるような事業が含まれるといいと思いました。

○天笠会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

○石田副会長

先ほどの施策10についてももう少し補足をします。キャリア発達のためにと書いてありますが、最終的に社会的な自立だけではなくて、学びのシンボルということで考えますともう少し広く捉えた方がよいのではないかと思います。

○天笠会長

10のところで「特別活動を中心に」ということですが、教育課程全体を挙げてということであり、キャリア教育という視点からしても、これを市川市の施策として全市を挙げて打ち出すというよりは、社会的状況とか子どもの成長の状態からすると一つの柱になりうる視点ということで皆様に吟味していただければと思います。他にいかがでしょうか。田中委員。

○田中委員

2点あります。1点目は、目標の部分の並べ方が「豊かな心の育成」が先にあり、「確かな学力の育成」がきて、20ページでは「確かな学力」が先に来ている。目標の1、2、3の並びがこれでよいかどうかということ。2点目は、25ページ3行目の「生涯にわ

たって心身ともに健康で充実した生活を過ごすために」とありますが、特別支援教育とか人権教育からすると、これを大きな看板にすると、皆がこうじゃないといけないのかと思われてしまうのではないかと考えるのですが、委員の皆様はどのようにお考えでしょうか。

○天笠会長

この目標の1から4の順番はさして意味がないというのも一つの立場でありますし、メッセージや意図や意味を込めての順番という事も両方ありうると思います。基本的に国は知徳体でいっているわけですがけれども、市川市は徳知体という事を表明しているのだということで、最初に心があって、学力があって、体がある。順番そのものが、ある意味政策の意図とかメッセージを出しているとしたときに、皆さんの立場からするとどうなのか確認していただけたらよろしいのではないかと思います。私の個人的な見解ですが、施策4こそ順番で行くならば1なのだと思います。資質・能力というものが最上位にあって、その次に学力、資質能力を砕いたものがある。この場合の資質・能力は、どちらかという発達段階をこの中に入れて、むしろ学校卒業後をイメージしているところがある。資質能力というのは今日的な文脈からすると申し上げたような捉え方をすることもあります。1、2、3、4のところは委員の方からのご意見を反映してご検討いただければと思います。続きまして方針2目標5からお願います。

○樋口教育総務課長

29ページをご覧ください。続きまして、方針2「学びの質の向上と学びの保障の実現」についてご説明いたします。将来、さらにデジタル化が浸透していく未来を生きる子どもたちには、これまでとは違った知識やスキル、思考方法も求められ、デジタル社会に対応していくための教育が必要です。特に、情報技術を活用した問題の発見・解決の方法や、情報化が社会の中で果たす役割や影響、情報技術に関する制度・マナーなどの情報モラル教育が必要です。従来の方法に加え、デジタルも活用することで、子どもたちの学び方だけでなく、指導や支援の手法や手段、業務の効率化など、働き方改革の更なる加速化、指導・運営体制の充実を一体的に進めてまいります。教職員の働きやすさの向上を目指すとともに、教職員の指導力向上を図り、子どもたちの学びの質を高めてまいります。また、個性や性別、障がいの有無等に関わらず、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現が求められています。多様なニーズに対応するため、社会的包摂の観点から個別最適な学びの機会の確保に取り組んでまいります。すべての人には無限の可能性があり。よりよい人生、よりよい社会にしていくために、誰もが社会の一員として自立し、社会に主体的に参画できるよう環境整備を行ってまいります。なお、2段落目の「情報技術を活用した問題の発見・解決の方法」という部分につきましては、例えば、インターネット上に公開されているデータを活用したり、得られた情報をわかりやすく整理したり共有したりすることを想定していますが、チャットGPTのような生成AIが出てきておりますので、情報技術の活用方法がこれまでとは異なってくるものと考えております。30ページをご覧ください。目標5は「ICTの活用推進」であります。市内すべての学校において、GIGAスクール構想のもと、全児童・生徒への1人1台端末の配布が実現し、今後は、学習用端末の日常的な活用をさらに進める必要があります。教育委員会では、情報教育や教科等の指導におけるICT活用などをさらに進め、学びの質の向上を図るとともに、そのための教職員のICT活用指導力の向上を図ってまいります。31ページをご覧ください。施策は3つです。施策13は「児童生徒の情報活用能力の向上」であります。学習におけるICT活用の日常化を進めるとともに、学習の基盤となる資質・能力である情報活用能力を教科横断的な視点で育んでまいります。また、情報モラル教育を推進し、情報技術を適切かつ効果的に活用する力、情報社会に主体的に参画しようとする態度を育ててまいります。施策14は「教育のICTの環境整備の充実」であ

ります。校内ネットワーク環境の再構築に取り組み、教育のICT環境の充実を図ってまいります。施策15は「教職員のICT活用指導力の向上」であります。ICT活用指導力において学校間や教職員間の水準を維持することはもとより、ICT活用指導力の向上を目指し、教職員研修の充実を図るなど、学校を支援する体制を整えてまいります。説明は以上でございます。

○天笠会長

ここまででいかがでしょうか。五十嵐委員お願いいたします。

○五十嵐委員

14の「教育のICTの環境整備の充実」というところですが、ここに書かれている文章だけだと、ハード面の環境の再構築ということになってしまうのではないかと思います。ソフト面も含めて教育の中にどのようにICTをうまく活用していくのか等、足せるものがないのかと思っています。特に、以前からお願いしていますが、障がいがある子どもたちにはこのICTの活用が学習をより深めていくためには必須のものになりますので、デジタル教科書の活用であったり、難聴のお子さん達や外国籍のお子さんたちなどは、人が話をしているものがタブレット上で、音声を変換して文字化してわかるようにしてくれるであったりとか、そういったソフト面の部分でも、柔軟に対応できるような環境を是非お願いしたいと思います。文言として追加するかどうかはわかりませんが、そういった部分についても考えているということがどこかに書かれるとよいのではないかと思います。

○天笠会長

他にはありますか。山田委員、どうぞ。

○山田委員

私も五十嵐委員と同じ意見になりますが、実際にはタブレットを配っていただいているが、特別支援のお子さんが自分から使うというのはなかなかできないので、できれば支援を重ねていただいて、このように使えますというようなものがあるとしゃべれたり意見が言えたりという事ができると思いますので、取り組んでいただきたいと思います。

○天笠会長

学校DXが進んでいるのが市川市であると。ある意味5年、3年ぐらいの計画を立てていただいて、デジタルトランスフォーメーションが進んでいるのが市川市だという周囲からの評価を得るような施策ということからすると、まだこれだとアピール度が弱いのかなと思いますがいかがでしょうか。どこの町でも村でもDXを進めるということが、おそらくこの趨勢ではないかと思うので、その中において市川市はどのような特色を持ってるのか。おそらく市町村とか都市間で、そういう特色についての比較がすでに進行中なのではないか。もちろんこれにはかなりお金がかかってくる問題でもあるかと思うので、なかなか教育の分野だけでなく難しいことも多々あると思います。ですから、そういうところも含めて、このあたりの施策について吟味していただくということがよいのではないのでしょうか。他にはいかがでしょうか。

○神野委員

子どもたち一人ひとりに機械が渡ったということで、とても嬉しいことですが、生活に困窮されている方が、インターネットの環境が整っていないくて、学校の先生が理解して、居残りでやらせてくださっている学校があると聞いたことがあります。その辺は公民館ですとか、どこかで子どもたちが自由に学べる場所を用意する

のも安心して学べる環境が整うと思うので、このハード面とソフト面については、とても素晴らしいことですが、子どもたちが普通に使いやすいような環境をここに入れていただけるとよいと思います。やはり親も、自分の生活を切り詰めて子どものそのネット環境を整えて、でももしそれで、周りの友達が君の家はネットがないから宿題できないねっていう環境にならないような状況を考えてこちらの施策を進めていただきたいと思います。

○天笠会長

むしろ世代的に言うと、子どもたちの方が先にデジタルが進んでいるのではないかと。言うならば、子どもたちから保護者へ、子どもたちが保護者の指導者になるという側面は大いにあり得る話だと思います。世代的に言うならば、私などはもう、決定的なアナログの人間ですので、むしろ若い世代からリードしていただくという、このあたりを市の施策として、どのように展開していただけるかどうかというところだと思います。施策の展開は非常に可能性があるところだと思いますし、色々な知恵やアイデアが、色々な形で出てくるとよいところでもある。そういうアイデアとか、取組を誘発するような施策の投げかけというところも、またお願いしたいと思います。次に目標6をお願いいたします。

○樋口教育総務課長

32ページをご覧ください。目標6は「指導体制・教育環境の整備」であります。教育委員会では、教育活動をさらに充実させるため、教職員の働き方改革を進めるとともに、教職員の指導力の向上、安全・安心で充実した教育環境を実現することにより、指導体制を整備してまいります。また、各学校における特色ある学校づくりを支援するとともに、研修の充実を図り、教職員の資質・能力の向上を図ってまいります。33ページをご覧ください。施策は3つです。施策16は「働き方改革の推進」であります。教職員が、本来担うべき業務に専念することにより、教育の質を高められるよう、校務のデジタルトランスフォーメーション（DX）を進めるとともに、家庭・地域とそれぞれの役割を共通理解し、分担することで、多忙化解消を図ってまいります。施策17は「教職員の指導力の向上」であります。若年層教職員の指導力向上やミドルリーダーの育成に関する研修を重点的に実施し、教職員全体の資質・能力の向上を図ってまいります。施策18は「安全・安心で質の高い教育環境の整備」であります。特色ある学校づくりを実現するために、各学校が作成する「いちかわ学校三ヵ年計画」に基づいた主体的な取組の支援や、特色ある教育活動の先進事例を提供してまいります。安全で質の高い教育環境の実現のために、学校の建替えや社会教育施設の老朽化に伴う改修を計画的に進めてまいります。また、関係部署等と連携し、学校の交通安全の指導や防犯機能の強化を進めてまいります。あわせて、トイレ改修による環境改善、バリアフリー化を進めるなど、教育環境の整備を進めてまいります。説明は以上でございます。

○天笠会長

ここまででいかがでしょうか。

○五十嵐委員

「働き方改革」のところで、ぜひお願いしたいと思うのは、教職員のメンタルヘルスです。先生方が元気でなければと先ほど柳澤委員からお話がありましたが、多忙化解消というハード面というか枠組みの調整ですとか、そういったことが色々考えられてもよいのではないかと思います。学校の中で、先生方が悩みや弱音を吐ける場所があったり、例えばカウンセラーが配置されるなど、なかなか難しいかもしれませんが、助けを求められる学校の空気を作っていくなど、それぞれの学校でやっていらっしゃるかとは思いますが、その視点をどこかに書き込むことが難しいの

かもしれませんが、そういう視点を持って働き方改革を進めていきます、と読めるようなものになればいいと思います。

○天笠会長

別途、この指導体制かつ教育環境ですけれども、指導体制ということが施策のところに十分上がっていないのではないかと思います。どういうことかということ、ティーム・ティーチングとか教科担任制ですとか、個に応じた云々ということについては長年、積み重ねられてきたのだと思いますけれども、それを個別最適とか、今日的な状況からすると、一つの施策として立ちうるのではないかと思います。特に例えば義務教育学校等における教科担任制というのは市川市の一つの特色として挙げられると思いますし、さらに義務教育学校にとどまらずに、例えば小学校1年生から教科担任制を実施しているのが市川市だということのアピールを含めた施策があるのかどうなのか。1年生からはともかくとして、指導体制ということはこのところに位置づける必要があるのではないかと思います。ご検討いただければと思います。田中委員どうぞ。

○田中委員

今の16番のところですが、「本来担うべき業務に専念することによって」これはもちろんよいのですけれども、その方策としてDXを進め、家庭・地域に役割を押し付けると読まれないように、「先生や学校が楽をするために、家庭や地域に押し付けるのか。そうじゃなくても家庭や地域は忙しいんだ」となると、やはりこの地域社会を構成している三者がうまく融合できるような、例えば下の事業を含めて、配慮のある表現にした方がいいのではないかと思います。

○天笠会長

神野委員どうぞ。

○神野委員

私もこの「家庭・地域」というところで、私は地域学校協働活動推進員をさせていただいておりますが、学校の先生方から、地域でできないかという相談を受けることがあるので、この辺が曖昧ではないかと思います。市川市の各学校に学校運営協議会があり、私たちのような活動する者がいるので、文言そのものずばり名称を入れていただいて、そういう方たちと連携することで、新たに市川市はこうしていきますとした方が、誰がやるのだろうという曖昧な感じではなくて、「誰々と一緒に共に進んでいく」ということを入れていただくと、逆に親も地域も「この地域のために一緒にやらなくてはいけない」というように進むと思うので、明確に入れていただくと頑張りがいがあります。

○天笠会長

第3期の基本計画の中での成果の一つといいますか、それをこの第4期に継承していく、発展的に継承していくという視点で、今の発言等をつなげていただけるとよろしいかと思います。そういう点からすると、先ほど説明された第3期の成果が、こういうところに上手く発展的に位置づけるアピール度についてもまた検討していただく視点はあるのかなと思います。今のご発言というのもまたそれに関連しているのではと聞かせていただきました。続いて、目標7をお願いいたします。

○樋口教育総務課長

34ページをお願いいたします。目標7は「多様な教育ニーズへの対応」であります。教育委員会では、すべての子どもへのきめ細かな指導や支援に努めるとともに、経済的に就学困難な子どもの教育費負担の軽減に向けた経済的支援を行ってまいります。

関係機関等との連携を強化して、ニーズに応じた教育機会の提供と必要な支援を行ってまいります。また、保護者を支援する相談体制の強化や放課後の子どもの居場所づくりを進めることにより、多様な教育的ニーズへの対応を図ってまいります。35ページをご覧ください。施策は6つです。施策19は「特別支援教育の推進」であります。同じ場で共に学ぶことを追求しつつ、子どものよさや可能性を最大限広げられるような場や学びを保障するために、連続性のある「多様な学びの場」を整備し、組織的・継続的な指導や支援を一層充実させてまいります。また、早期から就園や就学に関する相談を行い、教育的ニーズに応じた支援ができるようにするとともに、ICTを活用した指導や支援を含めた学習環境の整備を進めてまいります。さらに、研修の充実などにより、全教職員の専門性の向上を図り、特別支援教育の視点を生かして、発達に特性がある子どもを含めたすべての子どもへの適切な指導・支援の充実を図ってまいります。そのほか、市川市特別支援教育推進計画に基づき、早期からの相談体制の充実、ICT活用を含めた学習環境の整備、教職員を対象とした研修の充実など、具体的な取組を推進し、発達に特性がある子どもを含めたすべての子どもへの適切な指導や支援の充実を図ってまいります。施策20は「教育的支援が必要な子どもへの対応」であります。特別支援教育の視点を生かした適切な指導や必要な支援がより充実したものになるよう、人員の配置、相談活動、指導力の向上などに取り組み、一人ひとりのニーズに対応したきめ細かな支援を行ってまいります。また、不登校児童生徒、保護者に丁寧に寄り添い、個々の児童生徒の状況に応じた必要な支援を充実させます。さらに、帰国児童生徒や外国人児童生徒等、日本語指導が必要な児童生徒が海外における学習・生活体験を生かしつつ円滑に学校生活に適應できるよう、日本語指導をはじめ、生活全般に関する指導の充実を図ります。これらの取組に当たり、家庭・子ども・医療・保健・福祉の関係部署や関係機関等との連携を強化してまいります。施策21は「夜間中学の教育的支援と教育活動の充実」であります。「夜間中学」とは、市町村が設置する中学校において、夜の時間帯に授業が行われる夜間学級です。様々な理由により義務教育を受けられなかった者に対し、義務教育を実質的に保障するため、すべての都道府県・指定都市に少なくとも1つは夜間中学が設置されるよう求められています。市川市では、昭和57年4月より、夜間中学を設置しています。教育機会確保のため、夜間中学の教育的支援と教育活動の充実を図ります。なお、この施策は、第3期計画の「夜間中学の充実」という施策名から、「夜間中学の教育的支援と教育活動の充実」に変更し、よりわかりやすい表記としております。また、「夜間中学の教育的支援」の取組としては、これまで、指導主事が夜間中学を訪問して各教科に関する指導・助言を行うことを夜間中学から要請されたことはありませんが、今後、要請があれば対応していくことを検討しております。夜間中学からの指導課への要請に応じて、指導主事が学校を訪問し、各教科に関する指導・助言を行うものです。施策22は「教育費負担の軽減に向けた経済的支援」であります。教育機会の均等を確保するため、就学援助や奨学金を支給するなど、経済的に就学困難な子どもに関わる就学を援助してまいります。施策23は「いじめ、暴力行為などへの対応や子どもや保護者を支援する相談体制の強化」であります。いじめや暴力行為などを防止するために、パトロールの強化や学校内外における地域の支援体制の充実、いじめや暴力行為などの未然防止、早期発見、早期対応を図るために、家庭・学校・地域・関係機関との連携を強化してまいります。さらに、子どもやその保護者が、安心して相談できるように相談員や教職員の研修を進め、教育相談体制の充実を図ってまいります。施策24は「放課後の子どもの居場所づくりの推進」であります。子どもが安心して遊ぶことができるように、地域と連携して子どもの活動拠点を設け、健全な育成、放課後や夏休みなどの長期休業中の居場所の質と量の充実を図ってまいります。説明は以上でございます。

○天笠会長
いかがでしょうか。

○石田副会長

先ほどの補足ですが、「いじめ・暴力行為」のところで、不登校の相談体制等もそこに入ってくるとは思いますが、「いじめ・暴力行為」は生徒指導案件になるので、施策の位置づけについて考えていただくか、相談体制と分けて考えていただいたほうがよいのではないかと個人的には思っています。

○天笠会長

他にいかがでしょうか。松本委員。

○松本委員

20は今の社会状況から考えても非常に重要なところではないかと思えます。中ほどの「不登校児童生徒、保護者に丁寧に取り組み」という文言がありますが、例えば、昨今、さいたまの条例案が話題になりました。家庭の中に子どもを置いておくというのはいけないのではないかということですが、今の色々な家庭環境を考えるとそこまで踏み込めないということで廃案になりました。あるいは、滋賀県の市長がフリースクールについて発言されたことが大きな話題になりました。そういったことが話題になるということは、大きな社会的課題と認識されている部分になっているのではないかと思います。例えば、フリースクールということが滋賀県の市長から出て大きな話題となって、そういった具体的な言葉でしたり、そこまで書かないにしても地域リソースと連携するということを書いてもいいのではないかと思います。資料7のところで、「不登校児童生徒への支援の推進」と「ヤングケアラーの支援」とありますが、ヤングケアラーというのは、この20のところに具体的に入れてもよいのではないかと思います。また、14のところでたくさんの意見が出ていましたが、ICTの活用について、教育的支援が必要な子どもへの対応ということで、在宅の子どもたちとICTを使ってつながって教育支援も可能かと思えます。22の「教育費負担の軽減」というところで、例えばフリースクールを使うようになったときに非常に経済的な負担があると伺っておりますので、そういったところも検討していかないといけないのではないかと思います。

○天笠課長

他にはいかがでしょうか。では、先に神野委員。その次に五十嵐委員お願いいたします。

○神野委員

24番の「放課後の子どもの居場所づくりの推進」で、「子どもが安心して遊ぶことができるように」とありますが、子どもは遊ぶ以外にも宿題をしたり学習をしたりします。居場所というところは何でもできるところで、「遊び」と限定してしまうと、家で宿題できない環境の子がそこで学びたいのに「遊び」と書かれてしまうといかがかと思うので文言を変えていただきたいと感じております。

○五十嵐委員

20番の「教育的支援が必要な子どもへの対応」のところで、資料5のアンケートの中から子どもたちにアンケートを取ったものを見ると、子どもが上位に挙げているものの中に「困っていることへの対応」があります。これは、図書館・公民館を利用した子どもやユースリーダーの子どもたちが上位に挙げている項目になっていますが、何か困ったことを相談できる場所ということで、20番の2行目に「相談活動」とあるのですが、その下の不登校のこと等が書いてある中に、具体的な子どもたちの相談の受け皿のことが何も明記されていないので、そのことについて体制を整えていただきつつ、何か起こってしまってから「相談に乗るよ」ではなく、

「どんなことでも気軽に相談してね」という、その場の充実というところを子どもたちがちゃんと「うちの学校は相談できる」と思えるような取組が必要なのではないかと思います。24の「子どもの居場所づくり」では高校生の子どもたちの居場所ということで、こども部の方でこども館の夕方の利用ということが進められると聞きましたけれども、教育委員会としても、生涯学習の部分になるのかわかりませんが「居場所づくり」ということを考えていただければありがたいと思いました。

○天笠会長

不登校の問題は、どちらかというと心理系の人アプローチや対処をするということ積み重ねて、相応の実績を上げつつ課題もあるということで、システムや制度の在り方を、対応せざるを得ないような状況に来ている。そういうことから考えたときに、この不登校の施策としての位置づけということでは、どうケアしていくのかとか、学校というシステムをどう考えていくのかということを考え検討せざるを得ないような状況に来ているのだと思います。そういう意味で言うと、ここの施策の位置づけで、事態を改善できるそういう見通しとか見込みは、どの程度位置づけられるのか。ある意味、各課各係連携して対応せざるを得ないようなテーマ、課題があることはご承知のとおりだと思いますので、その各課の連携とか、協働ということがスムーズにできるような施策の位置づけについても検討していく必要があるのではないかと思いますので、施策の体系の位置づけ上の、不登校というキーワードというのは、どのレベルで続けていくのかということのも検討の事項としていただければと思います。さて、お約束の時間が16時までということですが、すでに10分過ぎております。冒頭の予定からいきますとあともう少しですので、37ページから、方針の3つ目ということでよろしく願いいたします。

○樋口教育総務課長

37ページをお願いいたします。方針3は「ともに支え合う学びの環境整備」であります。すべての人が生きがいや幸福感を感じられるようにするためには、子どもから大人まで、一人ひとりがそれぞれのライフステージに応じて主体的に学び、活動できるよう、多様な教育的ニーズに応えられる体制づくりが必要です。また、豊かな地域社会をつくるためには、家庭・学校・地域が連携・協働することが必要であることから、誰もが生涯を通して学び続け、学んだ成果を地域社会に還元することのできる環境を整備してまいります。そして、夢や希望を持ち、自らの個性を伸ばし可能性を広げられるよう、家庭・地域の教育力の向上を図るとともに、地域の多様な教育資源の活用を進めてまいります。38ページをご覧ください。目標8は「家庭・学校・地域の連携・協働の推進」であります。教育委員会では、より一層、保護者や地域の方々とビジョンを共有し、家庭や地域の役割や責任を明確にした具体的な連携を強化することにより、これまで教育委員会が進めてきた家庭・学校・地域が一体となって地域全体で教育に関わる「つなぐ教育」を充実・発展させてまいります。39ページをご覧ください。施策は2つです。施策25は「家庭の教育力の向上」であります。学校、PTAなどと家庭との連携を強化し、基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などを家庭で身に付ける重要性の啓発に取り組んでまいります。また、家庭学習の習慣化を図るため、学校と連携した取組を進め、家族の関わりを深めるための取組を支援してまいります。施策26は「地域の教育力の向上と地域の教育資源の活用の推進」であります。家庭・学校・地域の様々な活動を支援する地域学校協働活動推進員の育成を充実させます。また、子どもに必要な資質・能力を確実に育成するため、教職員が地域と関わりを持ったり、地域が教育に主体的に関与することができたりする取組を進めてまいります。さらに、地域住民等の協力や、学校の校庭など地域の多様な教育資源を効果的に活用し、学習支援やスポーツの機会の充実を図るとともに、関係部署・関係機関と連携して地域の教育資源を活用しながら、部活動の地域移行を進めてまいりま

す。説明は以上でございます。

○天笠会長

ご意見ありますか。柳澤委員。

○柳澤委員

内容ではないのですが、目標8の文言がここだけ「・」中黒がすごく多いので、「家庭・学校・地域」のところは仕方がなく、文章的にはおかしくないのですが、「連携と」と入れておけば中黒が一つ分なくなって理解しやすいのではないかと思います。

○天笠会長

施策26のところ。部活の地域移行は、結構大きな関心でありテーマであるし、また、市川市の特色を打ち出せる一つの視点ということになるのではないかと思います。部活というものをどう学校と地域の関係の中で位置づけ、展開するか。そのあたりについての知恵とかアイディアとかがあってもいいのかなと思います。それでは、目標9をお願いいたします。

○樋口教育総務課長

40ページをご覧ください。目標9は「生涯にわたる学びの推進」であります。教育委員会では、誰もが、人とのつながりの中で主体的に学び、活動を循環できる環境整備や、自らの可能性を最大限伸ばせるような支援を充実させることにより、生涯学習を進めてまいります。なお、第3期計画では、障がい者の生涯学習に関する施策を掲げておりますが、計画全体のところで先ほどご説明申し上げました考え方にに基づき、すべての人を対象とした文章としておりますので、下から3行目では「誰もが」としているものです。41ページをご覧ください。施策は4つです。施策27は「生涯学び、活躍できる環境の整備」であります。より多くの人が集い、活力ある地域のコミュニティ形成にも寄与できるよう、公民館についての在り方を検討するとともに、「学びの場」である学校や社会教育施設を核とし、生涯学習の推進を図り、ボランティアや指導者の発掘・育成を進めてまいります。施策28は「図書館機能を活用した学習活動の充実」であります。誰もが利用しやすい図書館サービスを提供するため、市民のニーズを把握し、資料の収集・提供やレファレンスなど各種サービスの充実を図るとともに、図書館ネットワークのさらなる構築を進めてまいります。また、地元市川への理解と愛着を深める機会の拡充を図るため、積極的な地域資料の収集と、地域情報の発信を進めてまいります。施策29は「博物館などの活用をととした学習活動の推進」であります。博物館の持つ様々な機能を活用し、体験活動の充実や、講師派遣などの教育普及サービスを生かした学習活動を進めてまいります。また、子どもから高齢者までの学習活動を支援するため、博物館以外の社会教育施設や学校との連携を図ってまいります。施策30は「公民館の活用の推進」であります。地域の身近な学習拠点として、ニーズや実態を把握し、公民館の持つ機能の有効利用を図るとともに、学校や地域の人材を活用し連携することにより、地域に密着した公民館運営を進めてまいります。説明は以上でございます。

○天笠会長

いかがでしょうか。五十嵐委員。

○五十嵐委員

今のご説明で、第3期で示されていた「障がい者の生涯学習」の部分が、「誰もが」という表記に変えたことの理解はできているのですが、「障がい者の生涯学習」という言葉が出てこなくなると、後退という印象になりますが、主な事業など

にそういった言葉が盛り込まれる予定はあるのでしょうか。もしないのだとすれば、「障がいのある人たちも含めた」ということが入っていないと、市川は「障がい者の生涯学習」についてはやめたのだと思われるで大変残念に思いますので、そこをご検討いただければと思います。

○天笠会長

先ほど、私は不登校について挙げましたが、不登校の対応施策というのは、目標9のこの一連の施策の中に位置づけるのも一つではないかということを検討していただきたいと思います。まさに、生涯にわたる学びの推進の中に、不登校の子どもたちをできるだけ糾合していくということですし、不登校対策ということで、学校の枠の中では、なかなか対応や対策が難しいというのが現状であるわけですので、そういう点では、社会教育施設や学校との連携を図りますと書いてあるわけですので、学校の窮状を救っていただく立場からということも含めまして、この分野を、社会教育のマターだという捉え方、あるいは社会教育だけの専権事項ということではなく、各課が連携して、その核として社会教育のこれまで積み重ねてきたノウハウを生かしていただく。そういう中に不登校の子どもたちの対応や対策が考えられるのではないかと思います。先ほどの夜間中学についても、まさに生涯にわたる学びの中での「夜間中学」であるので、図書館、博物館、公民館、大いに活用していただいた、そういう在り方ということを模索していただくというのも市川市の取組の中に、うまく位置づけていただければということをお願いしたい。そういう意味では、私はこの目標9という一連の体系ということについて、今後、展開に注目していきたいと思います。続いて目標10です。よろしくお願いします。

○樋口教育総務課長

42ページをご覧ください。目標10は「文化財の保護と活用」であります。本市には様々な文化財があり、学校教育や生涯学習、本市の魅力発信にとって貴重な資源としての役割を果たしています。教育委員会では、文化財の価値を最大限に発揮させるため、関係部署・関係機関と連携し、文化財の保護と活用を進めてまいります。43ページをご覧ください。施策は1つです。施策31は「文化財の保護と活用の推進」であります。市内に残る貴重な文化財を未来の市民に継承するため、市川市文化財指定基準に基づき、自然・風土・歴史・文化的遺産の保護を図ってまいります。また、市川市の自然・風土・歴史・文化的遺産を貴重な学習資源と捉え、学校の体験学習や生涯学習など、幅広い教育活動に活用してまいります。説明は以上でございます。

○天笠会長

ご説明ありがとうございました。それでは、ただ今の説明について何かご意見ご質問はございますか。それでは、次に、45ページからの「計画の推進」について、事務局から説明をお願いします。

○樋口教育総務課長

45ページをお願いいたします。「計画の推進」では2項目定めております。46ページをお願いいたします。1つ目は「検証改善サイクル（PDCAサイクル）の実践」であります。毎年度、成果指標等を踏まえて点検・評価を行い、目標達成に向けた改善につなげてまいります。2つめは「新たな教育上の課題への対応」であります。計画期間中に教育上の課題が生じた場合は、計画内容の見直しや新たな方策を検討するなど、迅速かつ適切に対応してまいります。説明は以上でございます。

○天笠会長

ここまでご審議のご協力をありがとうございました。最後に、改めて計画案全体

を振り返っていただき、田中委員から順番に委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。

○田中委員

前回も触れたところで「教員研修の充実を図ります」というところで、大きなところは県がやるということで、市川市としてのスケジュールにないから書いていないのだと思うのですが、中核市への移行の話が、もし途中で出てくれば最後の修正のところに、それに則って何か加えられればさらに充実したものになると受け取ってます。全体を通して、文章が良くわかりやすくなっている。あちこち文意がつかないところが散見されるので、文章の修正とか整理については引き続きお願いいたします。

○柳澤委員

3期に比べて4期の方が目標の文言が非常にシンプルにわかりやすくなっていると思いました。

○五十嵐委員

「すべての人が」と謳っていただいたことがありがたいと思っておりますので、様々な施策を考えるときにマイノリティの方たちにもきちんと視点を広げていただいて、大変さを持っている家庭をサポートしていくことも考えながら、福祉部局との連携も視野に入れて様々な施策が進められるとよいと思います。

○田代委員

今回の指標と主な事業というところが具体的に出てまいりますと市川市の特色が見えてくるのではないかと思います。ありがとうございました。

○松本委員

事前の意見で、方針3のところで全体的にカラーが薄いのではないかとということをお願いしたのですが、天笠会長がおっしゃっていたような公民館を活用するなど、生涯学習だけではなく学校教育との連携を考えていくと、横のつながりを含めていくと必ずしもその薄さは気にならず解消されていくのかと思いました。横の連携をつないでいくという事がいかに大切かと思います。施策という性格上、仕方がないのかもしれませんが、抽象的なお話になってしまうので、できるだけもう少し具体的に書いた方がよいのではないかと思います。

○山田委員

抽象的なということでですが、20番の「教育的支援が必要な子どもへの対応」のところで、「保護者に丁寧に寄り添う」と書いてあるのですが、そういったところもどのように寄り添っていただけるのかを具体的に書いていただいた方がわかりやすいと思いました。

○神野委員

市川市がどのように子どもたちのために未来のために考えてくださっているかということを、まず市民として理解させていただきました。地域の皆さんはこういうことをしているという理解をしていないと思うので、共有することや広めることも大事だと思いました。伝えていきたいと思います。

○天笠会長

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。それでは、最後に事務局から連絡をお願いいたします。

○樋口教育総務課長

それでは、次回の審議会の予定についてご説明させていただきます。次回の会議は、来月、11月9日（木）午後2時から、第2庁舎大会議室にて、開催する予定でございます。本日とは会場が異なりますので、ご注意ください。委員の皆様には、複数回にわたりご審議いただくこととなりますが、引き続きご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

○天笠会長

ありがとうございました。それでは、これをもちまして、第4回市川市教育振興審議会を終了いたします。ありがとうございました。